

1 生徒は手洗い、うがいの励行、マスクの常備をする。また毎朝登校前に自宅生は自宅で、寮生は寮で検温をし、37.5度以上の場合、37.5度以下であっても咽頭痛、咳、鼻汁、鼻閉、熱感や悪寒、関節痛などの症状がある場合は登校を控え、医療機関（寮生は寮医務室）を受診する。受診後、新型インフルエンザ罹患と判明した場合は、直ちに学級担任（寮生は寮医務室）へ届け出る。学級担任（寮医務室）は保健室に連絡する。

罹患者が出た学年は全員がマスクを着用して授業を受ける。授業担当者は生徒のマスク着用を確認した後、授業を始める。

2 中学各学年で20名以上（寮生の場合は10名以上）、高校各学年で25名以上（寮生の場合は10名以上）が罹患した場合は学年閉鎖とし、閉鎖期間は閉鎖発表日の翌日から7日間とする。8日目が休祭日の場合は、その翌日を登校日とする。登校日の朝（寮生は帰寮のために自宅を出発する直前）に検温をし、37.5度以上ある場合、37.5度以下であっても咽頭痛、咳、鼻汁、鼻閉、熱感や悪寒、関節痛などの症状がある場合は、登校（寮生は帰寮）を控え、医療機関を受診する。更に閉鎖中は極力外出を控える。

留意事項：閉鎖という事態が発生した場合は、年間行事予定に重大な支障を来さない範囲で長期休暇中等に授業補償（補習）を行う。

3 学校HPに新型インフルエンザに罹患した生徒の学年及び学年閉鎖を公表し、登校日も合わせて掲載する。

4 教科担任は、閉鎖中（7日間）の課題（国語・数学・英語は全学年、理科・社会は学年の必要に応じて）を準備する。

5 部活動

（1）罹患生徒の所属する部活動は7日間休止する。再開については、顧問が慎重に判断して、決定する。

（2）濃厚接触者は7日間部活動を休止する。活動再開の場合は顧問の許可を得る。

6 寮生罹患 罹患生徒への対応は（1）を原則とするが、事情によって（2）、（3）、（4）の対応を考える。

（1）原則として罹患寮生の保護者が出迎え、自宅療養とする。保護者の出迎えまでの間は入院あるいはトマス寮別館1階個室で療養する。

（2）学校医（松山第1病院・矢野内科）入院

（3）学校医の病院が満床の場合、学校医が他の病院を紹介し、入院

（4）保護者の出迎え及び入院が不可能な場合は、トマス寮別館1階個室で療養

（5）閉鎖の際の寮生の帰省について（濃厚接触者を確認後、該当学年全員帰省）

罹患生徒と半径2m以内で接触した生徒、同じ寮食堂のテーブルを使用している生徒、同じ集団学習室で学習した生徒及び同じフロアにいる生徒は、濃厚接触者の可能性がある。帰省先で新型インフルエンザの症状が出た場合、受診の際に、新型インフルエンザの濃厚接触者

の可能性があることを医師に伝え、新型インフルエンザ罹患と判明した場合は、直ちに寮に届け出る。

新型インフルエンザの罹患生徒は、「罹患した翌日から7日間が過ぎていること」又は「完全に解熱してから2日（48時間）が過ぎていること」、更に「新型インフルエンザの症状がないこと」を確認後、帰寮する。帰寮の際には医師の出席停止証明書（学校所定）が必要である。

7 自宅生罹患

（1）閉鎖の際の自宅生の帰宅について（濃厚接触者を確認後、該当学年全員帰宅）

罹患生徒と半径2m以内で接触した生徒、スクールバスに同乗した生徒、同じ学級の生徒及び同じフロア（中学・高校別）にいる生徒は、濃厚接触者の可能性がある。自宅で新型インフルエンザの症状が出た場合、受診の際に、新型インフルエンザの濃厚接触者の可能性があることを医師に伝え、新型インフルエンザ罹患と判明した場合は、直ちに学校に届け出る。

新型インフルエンザの罹患生徒は、「罹患した翌日から7日間が過ぎていること」又は「完全に解熱してから2日（48時間）が過ぎていること」、更に「新型インフルエンザの症状がないこと」を確認後、登校する。登校の際には医師の出席停止証明書（学校所定）が必要である。

8 生徒の家族（生活を共にしている者）が罹患した場合

（1）生徒は登校前に検温をし、熱、咽頭痛、咳、鼻汁、鼻閉、熱感や悪寒、関節痛などの新型インフルエンザの症状がない場合、必ずマスクを着用して登校し、学級担任に報告する。

（2）家庭では罹患及び罹患が疑われる家族との接触を避け、必ずマスクを着用する。

9 教職員の対応

（1）毎朝検温をし、37.5度以上あれば、出勤を控え、必ず医療機関を受診する。

（2）罹患した場合は、出勤を控え、治癒後に医師の許可を得て出勤する。

（3）教職員の家族（生活を共にしている者）に新型インフルエンザの罹患者及び疑わしい症状がある場合は検温をし、熱、咽頭痛、咳、鼻汁、鼻閉、熱感や悪寒、関節痛などの新型インフルエンザの症状がないか確かめる。症状がない場合は、必ずマスクを着用して出勤する。家庭では罹患及び罹患が疑われる家族との接触を避け、家族全員がマスクを着用することが望ましい。

10 同学年の2回目以降の閉鎖については、上記2を弾力的に運用する。なお、2回目以降の閉鎖の際に、罹患していない寮生については帰省が望ましいが、保護者から要望があれば、停留を認める。

11 保健所及び関係機関からの要請があれば、上記事項にかかわらず、要請に従う。

12 上記1～10は社会情勢によって変更することがある。その際にはHPに掲載する。

留意事項：下線を施した部分を変更・追加しました。